

議案第13号

斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：福祉課】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 身体的拘束等の適正化の推進（第24条、第42条、第51条、第58条、第59条の9、第59条の19、第59条の30、第59条の37、第70条、第79条、第92条及び第197条の改正規定）

- ① 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化の措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付けます。
- ② 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けます。

(2) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け（第106条の2の追加規定及び第128条、第149条、第177条、第189条、第202条の改正規定）

指定小規模多機能型居宅介護事業所等における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業者に対して、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付けます。

(3) 協力医療機関との連携体制の構築（第172条及び第189条の改正規定）

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、一定の要件を満たす協力医療機関を定めること等を義務付けます。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

- ① 重要事項の掲示及び短期入所系サービス及び多機能系サービスにおける身体拘束等の適正化業務継続に係る経過措置（第92条及び第197条の改正規定）については、施行日から令和7年3月31日までの間は努力義務とします。
- ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関との連携に関する経過措置については、施行日から令和9年3月31日までの間は努力義務とします。